

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学第 2 期中期計画

目次

- 第 1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織
- 第 2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
- 第 3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置
- 第 4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 第 5 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 第 6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
- 第 7 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

計画

第 1 中期計画の期間及び教育研究組織

1 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 6 年間。

2 教育研究組織

(1) 学部

学 部	学 科
工 学 部	機 械 工 学 科
	電 気 工 学 科
	応 用 化 学 科
	数 理 情 報 学 科
	医 薬 工 学 科
薬 学 部	薬 学 科

(2) 大学院研究科

研 究 科	専 攻	課 程
工 学 研 究 科	工 学 専 攻	修 士 課 程
		博 士 後 期 課 程
	数 理 情 報 学 専 攻	修 士 課 程
薬 学 研 究 科	薬 学 専 攻	博 士 課 程

第 2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 学部、大学院ごとのアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーで明示した学士、修士、博士の資質を保証するため、ルーブリッ

ク（達成度を判断する学修基準）等の客観的指標を用いて成績評価を行う。また、シラバスの内容を見直し、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」をより確認しやすくする。

- ② 幅広い教養と基礎学力を兼ね備えた人材を育成するために、学長を中心にした教育組織を設置する。また、社会情勢や新しい生活環境に対応できる応用力と主体的に学ぶ意欲を養うために積極的に課題解決型の授業形態を導入する。
- ③ 学部・学科を横断する教養教育を体系的・包括的に施すための科目群を整理し配置する。
- ④ 工学と薬学に共通する実学の特徴を生かし、常に社会のニーズや社会情勢を意識し迅速に対応でき、高度専門職業人として社会で活躍できる実践的問題解決能力を持った学生を育成するために、学部・大学院一貫教育プログラムを構築する。
- ⑤ 人間のあらゆる営為を美と信とへ橋渡しし、生活を豊かにする芸術等々の科目群を新たに配置し、民主社会を担うに足る主体的人格を育成して SDGs の教育目標の実現に寄与する。
- ⑥ 工学研究科において AI などの関連技術を橋渡しとした薬工連携の研究開発を実施する。
- ⑦ 工学部にデータサイエンス系の学科を設置する。データサイエンス系の学科では、数学を基礎として、情報を数量化し科学的に分析する能力を身に付けるために、自然、社会、人間の各現象に関わる情報を数理的に捉え、実用的な応用を扱うこと学ぶことで、多様化する社会において、その変化に素早く対応できる数理的素養を十分に身に着けた人材を育成する。
- ⑧ 工学部に医薬品情報工学系の学科を設置する。医薬品情報工学系の学科では、医薬品の研究・開発・製造・市場化の一連のプロセスに係る基礎的・専門的な知識・技術・技能を有し、医薬品・医薬機器における新技術の創出、製品の開発・製造に貢献するライフサイエンスとデータサイエンスに精通した人材を育成する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 本学の基本理念・教育方針に基づく教育を推進するために教育成果の可視化を進め、成績分布や学生による授業アンケートの分析に基づき検証し、改善を図る。
- ② 大学院における研究活動と優れた研究成果をもとに、質の高い教育とその環境を提供する。
- ③ 学生が学修目標に対する達成度を自ら把握し、客観的指標に基づいた学修成果を得るため、ルーブリック、デジタルポートフォリオ等を導入し、学生の教育満足度を高める。
- ④ 社会のニーズに合った教育を提供するために授業内容及び授業科目の見直しを促進する。
- ⑤ 大学、大学院と企業や医療機関、他の高等教育機関、地域社会等との既存の連携

の枠組みを越え、組織横断的な教育プログラムを策定する。また、学習意欲が高い社会人や外国人留学生を学部と大学院に受け入れる。

- ⑥ 大学院では、企業との共同研究の実施件数を増やししながら、大学院生が実践的な研究活動に携わる環境を整備する。
- ⑦ 大学院において工学研究科と薬学研究科が連携し、研究科横断型の科目を新設し、相互に受講できるような教育システムを構築する。

(3) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- ① 過年度の入試改革の結果を検証し、引き続きアドミッション・ポリシーに即した学生の確保に努める。
- ② 大学院での教育・研究内容をより広報することで、大学院に興味、関心をもつ受験生を増やすよう努める。
- ③ 受験生の多様性やエリア拡大を目的に試験方法及び試験場の見直しを行う。
- ④ 大学院の認知度を上げるために、大学院パンフレットを作成し、工学系の学部学科を擁する他大学への広報を強化する。
- ⑤ 募集活動の目的や対象者によって WEB やオンラインと対面式広報の両方をバランスよく展開し、本学らしさを訴求する。

2 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(1) 安心して学べる環境の整備

経済的に困窮する学生が安心して学業に専念できるよう、成績基準を見直し、幅広い学生を対象にした学費減免制度を構築する。また、心身両面の健康を支援する体制として看護師や心理カウンセラーの常駐体制を継続する。

(2) キャリア教育の充実

- ① 学生が早い段階から将来への目的意識を持つよう、企業や地域に積極的にボランティアや社会貢献活動に出向くことできる環境を継続する。
- ② 就職に向けた意識を高めるため、低学年次からのキャリア教育及び職業教育を継続する。
- ③ 大学院ではキャリア指導及び企業との共同研究の機会を積極的に提供することで職業観の醸成と進路の実現に向けた機会を設ける。

(3) 就職支援体制の充実

企業や医療機関等と協力し企業が求める人材や卒業生のアンケートを実施し、企業が求める能力を養成するように教育の見直しを行う。また、1年次から県内、市内の企業の魅力を発見するため、企業見学会の開催やインターンシップを推奨する。

(4) 多様なニーズに応える学習支援体制等の整備

- ① 社会人のためのリカレント教育の学習支援体制を整備し、実施する。
- ② 留学生に選ばれる支援体制を作り、留学生を継続的に受け入れる。留学生と日本人学生及び市民との交流により国際感覚を育成する。
- ③ 学生に海外留学を勧め、国外に出る機運を高める。また、大学院生に国際学会での発表を推奨する。

3 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 地域社会との連携を推進強化し、地域の技術力向上を支援する。
- ② 工学部・薬学部構成員間における可能な共同研究のあり方を探り実施する。
- ③ 国内外の研究教育機関からの研究者を積極的に受け入れ、共同研究を拡大する。
- ④ 地域社会に貢献する研究テーマ及び国際的に通用する研究を推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 機器設置環境の最適化及び整備体制を強化することで、既存の機器を安定的に運用する。研究動向の把握に努め、研究用機器の需要情報を基に機器の維持・更新の計画を策定する。また、計画に従い重要度の高い機器の更新を行い、その充実を図ることによって、質の高い研究成果を継続的に創出する。
- ② 研究の質の向上に向けた支援を行い、外部資金の積極的な獲得を目指す。
- ③ 技術相談、企業教育支援、人材供給等の支援を行い、地域社会との連携を推進する。
- ④ 企業や医療機関等のニーズに合わせた共同研究を実施する。

(3) 研究倫理の徹底に関する目標を達成するための措置

研究倫理を徹底するための新たな全学的な仕組みを構築し、研究活動に係る不正を防止する。

第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置

1 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置

(1) 「知（地）の拠点」の役割を発揮するための組織体制等の整備・充実

山陽小野田市及び商工会議所など地域の関係機関との連携を強化し、地域課題の解決に取り組む。

(2) 地域貢献活動の積極的な展開

学生だけでなく市民や社会人が集う「地域に開かれた大学」を目指し、地域社会との連携や地域貢献活動を推進強化する。

- 2 企業・医療機関・他の高等教育機関等との連携に関する目標を達成するための措置
技術相談、企業育成支援、専門家派遣や人材交流等を実施し、地域技術の向上を図る。
 - 3 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置
幼児から高齢者までの生涯学習プログラムを強化・実施する。
 - 4 学生の活動の場の創出に関する目標を達成するための措置
 - (1) 学生と企業・地域社会等との連携・交流の場の創出
学生向けの地域教育の推進及び地域活動支援（大学施設・設備の提供、他団体への参画支援等）を行う。
 - (2) 学生生活充実のための支援の充実
学生寮の整備及び市内路線バス無料パスポートを継続し、学生生活満足度を高める。
- 第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
 - (1) 効率的な業務運営体制の構築
理事長及び学長のガバナンスを含む権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び業務の効率的な執行体制を継続する。
 - (2) 学外有識者等の積極的な活用
理事、経営審議会委員、教育研究審議会委員、理事長特別補佐等に学外有識者を委嘱し、有識者が大学運営に参画する仕組みを継続する。
 - 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
 - (1) 時代のニーズに対応できる教育研究組織の構築
社会情勢の変化や時代のニーズに対応するために、学部及び大学院の教育の見直し及び強化を進め、必要に応じ学部・学科・研究科等の教育研究組織の新設や再編成を行うことで、質の高い教育研究活動を継続・発展させる。
 - (2) 大学院薬学研究科薬学専攻の設置
令和6年4月に大学院に薬学研究科博士課程を設置する。
 - 3 人事制度と人材育成に関する目標を達成するための措置
 - (1) 教職員にインセンティブが働く仕組みの確立
 - ① 研究代表者として外部資金及び科学研究費補助金等を獲得した教員に対し、教員

研究費としてインセンティブ特別配分を行う。

- ② ダイバーシティを推進し、男女ともに仕事と生活の両立を図る組織的取組を行う。また、教育職員に占める女性の割合を高め、教員の女性の割合を15%以上、女性の教授の割合を12%以上となるように対策を行う。

(2) 教職員研修の充実

- ① FD委員会を中心にFD研修会、授業観察、研究授業を継続し授業改善を実施するとともに、授業アンケート結果を分析し、改善計画を提案、指導する。
- ② 管理運営及び教育研究支援等の向上に向けた組織的な職員研修（SD活動）を計画的に実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務の効率化・合理化に向けた業務運営体制の見直し

事務業務のデジタル化の推進、事務システムのクラウド化、会議資料のペーパーレス化、外部委託の活用等、業務の効率化・合理化を行う。

(2) 中長期視点に立った効率的・合理的な組織づくりの推進

学部・学科の改組改編、大学院の改組改編を含め、中長期的視点に立った教育職員の人員計画及び事務職員の人員計画に基づき、計画的に業務運営を行う。

第5 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 資金の安定確保に関する目標を達成するための措置

(1) 効率的な予算執行と安定的な自主財源の確保

中・長期財政計画に基づき、適正な予算編成と厳格な予算執行を実施できるように、予算や人員を重点的に配分するシステムを整備する。教職員等のコスト意識の醸成を図り、光熱水費を始めとする各種の経費削減を行うとともに、優先度に応じた重点的な予算配分を行う等、メリハリをつけた効果的な予算執行を行う。法人の持続的な経営に資するため、授業料等自主財源の安定的な確保に努めるとともに、資産状況を随時確認し、適切な管理運用を行う。

(2) 外部研究資金獲得に向けた積極的な取組

外部研究資金獲得の支援体制を強化し、研究助成金や競争的研究資金の獲得件数及び獲得金額の増加を図る。

(3) 授業料等学生納付金の安定的な確保

安定的に学生を確保するために総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の3方式の在り方について検証し改善を図る。また、大学院の定員増加を含めた見直しをする。

2 資金の効果的使用及び透明性の確保に関する目標を達成するための措置

継続的な管理的経費の抑制に努めるとともに、学内ニーズを踏まえた上で、優先度に応じた重点的な予算配分を行う等効果的な予算編成を行い、質の高い教育研究活動を推進する。教育研究の維持、向上に配慮しつつ、適切な規模の教職員配置等により、人件費の抑制を図る。法令等により公表が義務付けられている事項はもとより、社会からの信頼及び評価の向上に資するため積極的な財務情報を公開する。

3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置

既存資産の活用状況を定期的に検証するとともに設備等の共同利用・有効利用を推進する等、資産の効率的な運用を行う。また、地域との共生を推進するために、教育研究活動に支障のない範囲で、多様な利用者が交流できる公共性のある空間及び災害時において地域の避難所としての役割を果たし引き続き地域への開放に取り組む。

第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 評価結果を反映した業務運営体制等の改善

監事による監査、公立法人評価委員会による評価、内部監査人による監査を受け、その結果を検証・反映する。

(2) 第三者機関による評価の定期的な実施

① 機関別第三者評価については、一般財団法人大学教育質保証・評価センターの評価基準と評価項目に沿って自己点検・評価を実施し、公表する。

② 専門分野別認証評価については、工学部では「日本技術者認定機構」を薬学部では「薬学教育評価機構」の認証を得るため、毎年度自己点検を実施し、学長に報告する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 積極的な情報公開の推進

教育・研究・地域貢献について年度計画を作成し、自己点検・評価の結果を事業報告書として公表するとともに、その評価結果を適切に大学運営の改善に反映する。

(2) 積極的な広報活動（情報発信）の推進

① 大学案内、研究教員紹介ブック、大学院パンフレット等の受験生への配布物について、受験生が求める情報を分析し、引き続きバージョンアップを行う。同時にコロナ禍において主流となってきたオンラインや SNS を活用し、積極的かつ効果的に情報発信を行う。

② 大学案内やホームページ等のあらゆる広報手段を活用し、「地域のキーパーソン

の育成」等の本学の特徴をアピールするとともに、ブランド力向上を目指した広報活動を実施する。

第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

(1) 計画的な施設設備の整備

施設の効率的な活用及び教育研究環境の充実を図るため、キャンパスマスタープラン及びインフラ長寿命化計画に基づき、施設・設備の効率的な活用及び教育環境の維持や機能強化の確保に向けて整備を進めるとともに、それぞれの計画について検証し、必要に応じ計画の見直しを行う。

(2) 適切な施設設備の維持管理

インフラ長寿命化計画（個別施設計画）等に基づく維持管理を行う。また、老朽化した設備の更新・整備について、維持管理費を考慮した機器の採用等、長寿命化やコストを意識した計画を検証し、必要に応じ計画の見直しを行う。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安全衛生管理体制の構築

薬品管理システムを活用し薬品と高圧ガスを適切に管理する。毒劇物は規程を遵守するとともに、各責任者を配置して学内の管理体制を構築する。放射線・X線・高圧ガス・液体窒素・防じん・防毒マスクなどの教育訓練を定期的を実施し、関係法令遵守及び安全衛生確保に努める。

(2) 関係機関と連携した危機管理体制の構築

- ① 学生及び教職員を対象に防災訓練及び普通救命講習を実施する。また、転倒防止対策や防災用品を適材適所に配置し、安全確保に努める。消防計画、BCP事業継続計画、防災マニュアルについて、随時検証を行い、継続的に改善を行う。
- ② 関係機関と協定や覚書を締結し、関係機関との協力体制を構築する。

3 情報セキュリティに関する目標を達成するための措置

既存の「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学情報セキュリティ規程」の見直しを行い、情報セキュリティの強化を図る。

4 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

研究倫理、不正防止、利益相反、ハラスメント、情報ネットワーク利用等について法令を遵守し正しい管理運営を行うことができるように、教職員を対象に研修会を開催する。

第8 その他記載事項

1 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算

令和4年度～令和9年度 (単位：百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	11,264
施設整備費補助金	625
自己収入	6,999
学生等納付金収入	6,461
雑収入	54
受託研究等収入	484
国庫補助金等	721
目的積立金取崩収入	981
計	20,590
支出	
業務費	14,771
人件費	10,276
教育研究経費	4,011
受託研究費等	484
一般管理費	5,813
その他	6
計	20,590

[人件費の見積り]

中期目標期間中、総額10,263百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 退職手当については、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が定める規定に基づき支給することとするが、措置される金額については、各事業年度の予算編成過程において山陽小野田市の職員の退職手当に関する条例を基準として算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

中期目標期間中、毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する計算方法により算定したもので決定する。

$$\text{運営費交付金} = (1: \text{人件費}) + (2: \text{教育研究費}) + (3: \text{一般管理費}) + (4: \text{特殊要因経費}) \\ - (5: \text{施設整備費補助金}) - (6: \text{自己収入})$$

1) 人件費 = 「役職員人件費」 + 「教員人件費」

- ・ 「役職員人件費」：管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費所要額。
- ・ 「教員人件費」：教育研究活動で必要となる教員の人件費所要額。当該事業年度の役職員数、教員数を基準として算定。

2) 教育研究経費＝「教育経費」＋「研究経費」＋「教育研究支援経費」

- ・ 「教育経費」：学部、大学院の学生に対する教育活動で必要となる経費相当額。直前の事業年度における経費及び当該事業年度の学生見込数等を基準として算定。
- ・ 「研究経費」：教員の研究活動で必要となる経費相当額。直前の事業年度における経費及び当該事業年度の教員数等を基準として算定。
- ・ 「教育研究支援経費」：教育研究活動を支援する図書館運営管理費、国際交流センター及び地域連携センター等経費相当額。直前の事業年度における経費を基準として算定。

3) 一般管理費

- ・ 「一般管理費」：学生宿舍の維持管理等に要する経費相当額。直前の事業年度における経費を基準として算定。

4) 特殊要因経費

- ・ 臨時的経費として、当該事業年度に特に必要な経費。各事業年度の予算編成課程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
- ・ 大規模修繕費、高額設備（備品）費については、所要額を個別に算定し、山陽小野田市の財政状況を勘案した上で別途措置される。

5) 施設整備費補助金

- ・ 施設の新築、増築、改築及び大規模修繕並びに建築物に附帯する設備の整備に要する経費として山陽小野田市から個別に別途措置される。

6) 自己収入＝「学生等納付金収入」＋「雑収入」＋「受託研究等収入の外部資金」

- ・ 「学生等納付金収入」：当該事業年度の入学検定料収入、入学金収入、授業料収入等。入学検定料、入学金、授業料等は、当該事業年度の志願者見込数、入学見込数、学生見込数を基準として算定。
- ・ 「雑収入」：当該事業年度の財産貸付等収入、大学入学共通テスト事業収入、証明書交付手数料収入等。施設の貸付料収入など過去の実績及び今後の見込を基準として算定。
- ・ 「受託研究等の外部資金」：受託研究等収入、共同研究等収入、受託事業等収入、寄附金収入

注) 自主的な取組による増収策や収入増により得られた効果額は、原則、法人で活用できるものとする。

注) 運営費交付金は、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運

営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。なお、山陽小野田市の予算編成過程における「予算の調製方針」等によっては、再計算された運営費交付金を調整する場合がある。

(2) 収支計画

令和4年度～令和9年度

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	19,571
經常費用	19,571
業務費	15,138
教育研究経費	4,478
受託研究費等	384
人件費	10,276
一般管理費	3,623
財務費用	810
減損	0
減価償却費	810
臨時損失	0
収入の部	19,571
經常収益	19,571
運営費交付金収益	10,634
授業料収益	5,847
入学金収益	750
検定料収益	359
補助金等収益	721
受託研究費等収益	384
雑益	66
資産見返運営費交付金等戻入	450
資産見返寄附金戻入	360
臨時利益	0
当期純利益	0
目的積立金取崩額	0
当期総利益	0

(3) 資金計画

令和4年度～令和9年度

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	20,590
業務活動による支出	18,110
投資活動による支出	2,456
財務活動による支出	24
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	20,590
業務活動による収入	19,609
運営費交付金による収入	11,264
授業料等及び入学検定料による収入	6,449
補助金による収入	721
受託研究等による収入	484
その他の収入	691
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間からの繰越金	981

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額

2億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び施設整備に充てる。

5 市の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

グラウンド整備、テニスコート・駐車場整備、部室棟整備等を予定する。具体的な金額は各事業年度の予算編成過程等において決定する。

(2) 積立金の使途

教育研究の質の向上及び施設整備に充てることを基本とする。

(3) 公立大学法人の業務運営に関し必要な事項

なし